

スマホ決済アプリで 田原本町の町税等が納付 できるようになりました!!

コンビニエンスストアや納付窓口に出向かなくても
自宅でいつでも簡単に納付できます

主な対象

町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・
国民健康保険税(普通徴収)・介護保険料(普通徴収)・
後期高齢者医療保険料(普通徴収)・
保育料・学童保育料 など

ご利用可能なアプリ決済サービス

PayB・PayPay・LINE (LINE Pay)

利用開始日 令和3年4月1日

利用方法

アプリをダウンロードし、スマートフォンで納付書のバーコードを読み取り、
決済を行ってください。詳しくは各アプリ決済のホームページをご覧ください。

《注意事項》

- ※納期限内のバーコード付き納付書が必要です。
税額が30万円を超えている納付書は使えません。
- ※スマホ決済での納付は領収書が発行されません。
アプリの納付履歴でご確認ください。
- ※軽自動車税継続検査用納税証明書の発行は町役場総合窓口①で別途申請が必要です。
- ※領収書が必要な場合や納付後すぐに納税証明書が必要な場合はスマホ決済を利用せず納付書に記載しております金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。
- ※納付書ごとに納付手続きが必要です。
- ※アプリで行った取引を消すことはできません。アプリで納付済みの納付書で二重に納付しないようにご注意ください。
- ※町役場・金融機関・コンビニエンスストアなどの窓口や店頭でのアプリ決済はできません。

見本

納期限を過ぎたものは納付できません

カメラでバーコードを読みます

